

2023年9月

取引先各位

司産業株式会社
代表取締役 忽滑谷明

消費税適格請求書保存方式（インボイス制度）開始に伴う弊社の対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より格別の御高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

掲題の件、御承知の通り2023年10月1日より消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。これに伴う弊社の対応等についてご連絡いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号 T7030001027116

2. 貴社の適格請求書発行事業者登録番号の確認

貴社の登録番号は弊社にて確認致しますので、原則として御連絡いただく必要はございません。

但し、弊社にて確認できなかった場合は弊社から貴社へ御連絡し、確認させて頂く場合があります。予め御承知置き下さい。

3. 代金支払い時の銀行振込手数料の取扱いについて

弊社から発注された調達品（無体物、役務等を含む）の代金をお支払いする際に、貴社にご負担いただいている銀行振込手数料については、貴社にて消費税区分上は「売上値引き」として処理することと存じます。この際に貴社から弊社に「適格返還請求書」を発行する等の対応が必要になることが想定されておりましたが、本年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」による消費税法の改正およびそれに伴う消費税法施行令の改正にて、「売りに係る対価の返還等の金額が少額である場合」には「適格返還請求書」の発行義務が課されないことが定められました（「少額」は「売りに係る対価の返還等に係る税込価格が1万円未満である場合」）。これにより貴社に銀行振込手数料を御負担いただく場合に、貴社が「適格返還請求書」を発行する必要がなくなり、発行に伴う事務工数増加は避けられることとなりました。この点を鑑み、取引先御負担の銀行振込手数料の取扱いについては、弊社として一律の変更は行わないことと致しますので御了承のほどお願い申し上げます。

以上